

公 共 上 下 水 道 管 帰 属 届 書

太子町長 様

この度、下記の位置指定道路に埋設した公共上下水道管を次に掲げる1から6の条件に基づき太子町に帰属します。

記

1. 土地の使用料は無償とし、使用期間は公共上下水道の用途を廃止するまでとする。
2. 公共上下水道の維持管理上障害となる工作物を設置しない。
3. 布設後、新たに当該公共上下水道を利用しようとする者及び町が行う補修工事等に対し、異議を申し出ない。
4. 当方の都合により、公共上下水道の施設の廃止又は布設替を要する場合は、町の許可を受けるとともに、これに要する経費は当方の負担とする。
5. 下記土地の所有権を第三者に移転し、又は権利を設定し、若しくはこれらの権利を譲渡する場合は、その譲受人又は権利を取得する者に対しこの承諾内容を継承させ、又は承認させる。この場合、その旨町長に届け出るものとする。

6. 帰属内容

	上 水 道	下 水 道		
所 在 地	揖保郡太子町			
埋 設 物 件		本管()	取付管()	公共ます
口 径				
延 長				
添 付 書 類	位置図・平面図・字限図・登記簿抄本・地積測量図・施工写真			

※ 添付書類は、上・下水道各1部ずつ提出。

年 月 日

住所

氏名

㊞

※ 印は実印